

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

1 不当労働行為事件取扱件数

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

令和元年（平成31年）における申立件数は7件で、前年と同数であり、過去5年間（平成26年～30年）の平均8件と比べて1件減少した。

（単位：件）

年 区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
前年からの繰越し	3	5	5	5	7
新規申立て	6	9	8	7	7
計	9	14	13	12	14

2 業種別申立件数

最近5年間の業種別申立件数は、次表のとおりである。令和元年（平成31年）における業種別申立件数は、「運輸業、郵便業」が3件、「製造業」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」がそれぞれ1件であった。

（単位：件）

年 区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0	1	0	0	0
建設業	0	1	0	0	0
製造業	1	0	0	1	1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	1	0
運輸業、郵便業	1	1	1	0	3
卸売業、小売業	2	0	1	0	1
金融業、保険業	0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	1	0
生活関連サービス業、娯楽業	0	1	2	1	0
教育、学習支援業	1	0	1	1	1
医療、福祉	0	5	1	2	1
複合サービス事業	0	0	2	0	0
サービス業	1	0	0	0	0
公務	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	6	9	8	7	7

3 該当号別申立件数

最近5年間の労働組合法第7条各号別申立事件数は、次表のとおりである。
令和元年（平成31年）における申立号別の内訳を見ると、7条各号の単独号での申立ては2号の2件であり、他5件は複数号での申立てである。1号を含む申立てが5件（71%）、2号を含む申立てが5件（71%）、3号を含む申立てが3件（43%）となっている。

（令和元年12月31日現在）（単位：件）

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
7条	1号該当	0	0	0	0	0
〃	2号 〃	4	7	2	1	2
〃	3号 〃	0	0	0	1	0
〃	4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・2号 〃	0	1	0	0	2
〃	1・3号 〃	1	0	2	2	2
〃	1・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	2・3号 〃	1	0	0	1	0
〃	2・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	3・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・2・3号 〃	0	1	4	2	1
〃	1・2・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・3・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	2・3・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・2・3・4号 〃	0	0	0	0	0
	計	6	9	8	7	7

注 追加申立て及び一部取下げを含む。

4 被申立人企業内の組合組織状況

最近5年間の申立事件に係る組合組織状況は、次表のとおりである。
（単位：件）

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	組合が1だけのもの	5	9	6	7	6
	組合が2以上のもの	1	0	2	0	1
	計	6	9	8	7	7

5 申立人別申立件数

最近5年間の申立人別申立件数は、次表のとおりである。

令和元年（平成31年）は、申立人が組合単独であるものが多数を占めている。

（単位：件）

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
組	合	6	9	8	7	5
個	人	0	0	0	0	2
上	部	0	0	0	0	0
組	合	0	0	0	0	0
組	合・個	0	0	0	0	0
組	合・上	0	0	0	0	0
組	合・上	0	0	0	0	0
組	合・個	0	0	0	0	0
計		6	9	8	7	7

6 合同労組による申立件数及び駆け込み申立件数

いわゆる合同労組による不当労働行為救済申立件数と、これらの事件に含まれる、いわゆる駆け込み申立件数は、次のとおりである。

令和元年（平成31年）においては、合同労組による申立てが71%を占めている。

（単位：件）

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全	申	6	9	8	7	7
立	件					
数						
合	同	4	6	7	6	5
同	労	(2)	(4)	(1)	(2)	(3)
組	組					
申	申					
立	立					
て	て					
(内					
数)	数)					

7 企業規模別申立件数

最近5年間の企業規模別申立件数は、次表のとおりである。

（単位：件）

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
29人以下		2	2	1	1	1
30人～49人		0	0	0	0	1
50人～99人		1	4	2	3	3
100人～299人		0	1	1	0	0
300人～499人		1	0	1	0	1
500人～999人		1	0	2	0	0
1,000人以上		1	2	1	3	1
計		6	9	8	7	7

8 終結状況

(1) 事件終結状況

最近5年間の事件終結状況は、次表のとおりである。

令和元年（平成31年）においては、取下げ・和解による終結は前年に比べ増加し、命令・決定による終結は減少している。

(単位：件)

区分		年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
係属	前年からの繰越し		3	5	5	5	7	
	新規申立て		6	9	8	7	7	
	計		9	14	13	12	14	
終結状況	取下げ・和解	取下げ	0	1	0	0	0	
		和 解	無関与	0	0	0	0	1
			関 与	3	3	6	1	6
		計		3	4	6	1	7
	命 令・決 定	全部救済		0	2	0	2	0
		一部救済		0	1	2	2	1
		棄 却		1	2	0	0	1
		却 下		0	0	0	0	0
		計		1	5	2	4	2
	合 計		4	9	8	5	9	
翌年への繰越し		5	5	5	7	5		

(2) 終結区分別平均処理日数

最近5年間の終結区分別平均処理日数は、次表のとおりである。

令和元年（平成31年）においては、平均処理日数が命令・決定事件は前年に比べ増加し、取下げ・和解事件は減少している。

(単位：日 (件))

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
命 令 ・ 決 定		351(1)	354(5)	291(2)	350(4)	356(2)
取 下 げ ・ 和 解		270(3)	153(4)	167(6)	241(1)	147(7)
総平均 (計)		291(4)	265(9)	198(8)	328(5)	194(9)

(3) 終結区分別最長・最短処理日数

最近5年間の終結区分別最長・最短処理日数は、次表のとおりである。

(単位：日)

区 分		年				
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
命 令・決 定	最長	351	441	308	364	363
	最短	351	273	273	328	349
取下げ・和解	最長	385	304	319	241	176
	最短	136	57	85	241	78

(4) 命令・決定事件に関する確定及び不服状況

最近5年間の命令・決定事件について所定期間内に再審査申立てや行訴提起がなされた事件及び再審査申立て等が行われず確定した事件の状況は、次表のとおりである。

(令和元年12月31日現在) (単位：件)

区 分		年				
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
命 令 ・ 決 定		1	5	2	4	2
確 定		1	2	0	1	0
再 審 査	労 側 申 立 て	0	1	1	0	1
	使 側 申 立 て	0	2	0	0	0
行 訴	労 側 提 起	0	0	0	0	0
	使 側 提 起	0	0	1	3	0

(注) 確定、再審査、行訴の件数は、当該命令・決定が出された年に計上する。

9 審査の期間の目標及びその達成状況

労働組合法第27条の18の規定に基づく審査の期間の目標及び目標の達成状況は次のとおりである。

(1) 審査の期間の目標

令和元年（平成31年）の審査の期間（命令交付までの期間）の目標は、次のとおりであった。

- ・労働組合法第7条第2号単独事件 10か月未満
（審査に時間を要することが見込まれる事件は1年未満）
- ・その他の事件 1年未満

なお、令和2年における審査の期間の目標は、令和元年（平成31年）と同様である。

(2) 目標の達成状況等

ア 終結区分別平均処理日数（最近5年間の終結区分別平均処理日数）

令和元年（平成31年）の終結事件の終結区分別平均処理日数を見ると、命令・決定によるものは356日（12月）、取下げ・和解によるものは147日（5月）で、総平均では243日（8月）となっている。

（単位：日（件））

区分	年					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年平均
命令・決定	351(1)	354(5)	291(2)	350(4)	356(2)	344(2.8)
審査の期間の目標10か月未満	- (0)	274(2)	273(1)	- (0)	- (0)	273(0.6)
審査の期間の目標1年未満	351(1)	408(3)	308(1)	350(4)	356(2)	363(2.2)
取下げ・和解	270(3)	153(4)	167(6)	241(1)	147(7)	176(4.2)
審査の期間の目標10か月未満	136(1)	103(3)	120(4)	- (0)	148(2)	122(2.0)
審査の期間の目標1年未満	338(2)	304(1)	262(2)	241(1)	147(5)	225(2.2)
総平均（計）	291(4)	265(9)	198(8)	328(5)	194(9)	243(7.0)
審査の期間の目標10か月未満	136(1)	171(5)	150(5)	- (0)	148(2)	157(2.6)
審査の期間の目標1年未満	342(3)	382(4)	277(3)	328(5)	207(7)	294(4.4)

イ 令和元年（平成31年）終結事件処理日数別事件数

令和元年（平成31年）の終結事件の処理日数別事件数は、次表のとおりである。全ての事件が、目標期間内に終結した。

（単位：件）

処理日数	事件数			構成比（%）
	命令・決定	取下げ・和解	計	
6月未満	0(0)	7(2)	7(2)	100
6月以上～10月未満	0(0)	0(0)	0(0)	
10月以上～1年未満	2(0)	0(0)	2(0)	
1年以上～1年6月未満	0(0)	0(0)	0(0)	-
計	2(0)	7(2)	9(2)	100

（注）（ ）は内数で、審査の期間の目標が10か月未満のもの。

10 初審事件一覧

事 番	件 号	申 立 年月日	申 立 人 (組合種別)	被申立人 (業種)	申立事項		担当委員			処理経過 (終結事由)
					7 条 該 当 号	申立内容	審 査 委 員	労 側 参 与	使 側 参 与	
年	号	終 結 年月日								
30	1	30. 8. 29	X 労働組合 (合同労組)	医療法人Y (医療、福祉)	2	団交拒否	山下 森	堂原 高田	松岡 樋口	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
		31. 1. 31								
	2	30. 8. 30	X 労働組合 (企業労組)	学校法人Y (教育、学習支援業)	2 3	不誠実団交、 団交拒否、支 配介入	徳永	島添 隈本	竹内 有馬	8月27日命令 書写しを交付 した。
		元. 8. 27								
	3	30. 9. 3	X 労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (製造業)	1 3	不利益取扱、 支配介入	南谷	吉村 西村	宮田 熊手	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
		31. 2. 12								
	4	30. 9. 20	X 労働組合 (合同労組)	株式会社Y (生活関連サービ ス業、娯楽業)	3	支配介入	後藤	高田 上野	松岡 井上	9月3日命令 書写しを交付 した。
元. 9. 3										
5	30. 10. 10	X 労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (宿泊業、飲食サー ビス業)	1 2 3	不利益取扱、 団交拒否、支 配介入	大坪	堂原 島添	竹内 樋口	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。	
	31. 3. 7									
6	30. 10. 12	X 労働組合 (合同労組)	Y合同会社 (情報通信業)	1 3	不利益取扱、 支配介入	上田	西村 隈本	松岡 有馬	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。	
	31. 4. 5									
7	30. 11. 30	X 労働組合 (企業労組)	社会福祉法人Y 1 社会福祉法人Y 2 (医療、福祉)	1 2 3	不利益取扱、 団交拒否、支 配介入	山下 服部	吉村 桑原	宮田 樋口	12月5日第8 回調査を行っ た。	
元	1	31. 3. 14	X 労働組合 (合同労組)	社会福祉法人Y (医療、福祉)	1 2	不利益取扱、 団交拒否	森	堂原 高田	樋口 熊手	無関与和解が 成立し、取下書 が提出された。
		元. 8. 30								
	2	元. 5. 21	X 労働組合 (合同労組)	Y運営委員会 (教育、学習支援業)	2	不誠実団交	南谷	西村 島添	宮田 竹内	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
		元. 10. 7								
	3	元. 5. 21	X 労働組合 (合同労組)	株式会社Y (製造業)	2	団交拒否	大坪	隈本 桑原	熊手	9月18日第1 回審問を行っ た。
	4	元. 5. 24	X 労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (運輸業、郵便業)	1 2	不利益取扱、 団交拒否	上田	吉村 高田	井上 有馬	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
		元. 8. 9								
5	元. 6. 10	個人X	Y株式会社 (運輸業、郵便業)	1 3	不利益取扱、 支配介入	徳永	島添 堂原	樋口 宮田	12月4日第5 回調査を行っ た。	
6	元. 7. 10	X 労働組合 (合同労組)	株式会社Y (卸売業、小売業)	1 2 3	不利益取扱、 団交拒否、支 配介入	上田	高田 西村	熊手 竹内	12月19日第4 回調査を行っ た。	
	元. 12. 27									
7	元. 12. 27	個人X	有限会社Y (運輸業、郵便業)	1 3	不利益取扱、 支配介入	森	堂原 桑原	有馬 谷川	答弁書請求中	

注 申立事項、担当委員及び処理経過は、令和元年12月31日（終結事件は終結日）現在

第2節 新規不当労働行為事件の申立概要

平成31年（不）第1号事件

申立人 X労働組合
被申立人 社会福祉法人Y
申立年月日 平成31年3月14日
申立内容 不利益取扱、団交拒否
申立概要

本件は、社会福祉法人Yが、①平成31年1月25日、組合員Aを解雇したことが、労働組合法7条1号に、②平成30年12月26日付け、平成31年1月28日付け、同年2月6日付け及び同年3月5日付け団体交渉申入れに応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和元年（不）第2号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y運営委員会
申立年月日 令和元年5月21日
申立内容 不誠実団交
申立概要

本件は、Y運営委員会が、団体交渉において、組合員Aを雇止めとする合理的な理由について、質問に回答せず、具体的な説明を拒否したことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和元年（不）第3号事件

申立人 X労働組合
被申立人 株式会社Y
申立年月日 令和元年5月21日
申立内容 団交拒否
申立概要

本件は、Y株式会社が、平成31年3月11日、3月20日、4月2日及び令和元年5月8日の組合の団体交渉申入れに対し、開催場所について、福井県又は大阪府とし北九州市での団体交渉開催を拒否したことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和元年（不）第4号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y株式会社
申立年月日 令和元年5月24日

申立内容 不利益取扱、団交拒否

申立概要

本件は、Y株式会社が、①組合員Aに対して、平成31年4月24日に解雇を通知し、令和元年5月31日をもって解雇したことが、労働組合法7条1号に、②同組合員に対する解雇通知に係る平成31年4月26日付け、令和元年5月1日付け及び同月9日付けの団体交渉申入れについて、同組合員の同月31日の解雇が団体交渉事項であるにもかかわらず、同日までの団体交渉開催に応じなかったこと及び③平成31年4月26日付け、令和元年5月1日付け及び同月9日付けの団体交渉申入れに対し、同組合員の解雇について責任を持って対応する者が誰なのか明らかにせず、また、要求に対する回答も明らかにしないまま、日程及び権限や役職が不明な人物を団体交渉に出席させるとの回答のみを行ったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和元年（不）第5号事件

申立人 個人X

被申立人 Y株式会社

申立年月日 令和元年6月10日

申立内容 不利益取扱、支配介入

申立概要

本件は、Y株式会社が、①平成30年6月15日、同月21日及び同月27日に勤務改善指導書を交付したことが、労働組合法7条1号に、②同年の北九州支店内の組合役員選挙において、立候補届出を支店長に対して行わせたこと、選挙の方法についての申立人の改善申入れに応じなかったこと及び申立人の選挙公約を記した文書の配布を許可しなかったことが、労働組合法7条3号に該当するとして、Xが救済を申し立てた事案である。

令和元年（不）第6号事件

申立人 X労働組合

被申立人 株式会社Y

申立年月日 令和元年7月10日

申立内容 不利益取扱、団交拒否、支配介入

申立概要

本件は、株式会社Yが、①令和元年6月24日付けで組合員Aを懲戒解雇したことが、労働組合法7条1号及び3号に、②同年6月18日及び6月28日の申立人の団体交渉申入れに対し、団体交渉開催を拒否したことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

令和元年（不）第7号事件

申立人 個人X1、個人X2

被申立人 有限会社Y

申立年月日 令和元年12月27日

申立内容 不利益取扱、支配介入

申立概要

本件は、有限会社Yが、C労働組合の組合員X1及び組合員X2に対し、平成31年2月以降、残業指示について他の乗務員と差別する取扱いを行い、同人らの給与を減少させたことが、労働組合法7条1号及び3号に該当するとして、X1及びX2が救済を申し立てた事案である。

第3節 不当労働行為終結事件

1 取下げ・和解によるもの

(1) 取下げによるもの
なし

(2) 無関与和解によるもの

平成31年(不)第1号事件

申立概要

37頁参照

終結までの経過

申立て後、調査を1回行ったところ、両当事者間で和解が成立し、令和元年8月30日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(3) 関与和解によるもの

ア 平成30年(不)第1号事件

申立概要

本件は、医療法人Yが、平成30年8月6日付けの団体交渉申入れに対して、過去2回の団体交渉において具体的に説明しているなどとして団体交渉に応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立て後、調査4回を行ったところ、平成31年1月31日の第4回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。同日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

イ 平成30年(不)第3号事件

申立概要

本件は、Y株式会社が、親睦会の旅行に参加した社員にのみ補助金を支給したことが、労働組合法7条1号及び3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

上記申立て後の平成30年12月17日、Y株式会社が、親睦会の旅行期間中における組合員のサービスの取扱いを休日労働とせず、割増手当を支給しなかったことが、労働組合法7条1号に該当するとして、X労働組合は追加申立てを行った。

終結までの経過

申立て後、調査4回を行ったところ、平成31年1月30日の第4回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。2月12日、申立人から取下書が提

出され、本件は終結した。

ウ 平成30年（不）第5号事件

申立概要

本件は、Y株式会社が、①組合員Aに対し、その裁量の範囲内の継続雇用条件を提示しない対応を継続していることが、労働組合法7条1号及び3号に、②平成29年12月22日、平成30年3月20日及び5月24日の団体交渉申入れに応じなかったことが労働組合法7条2号に、それぞれ該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立て後、調査2回を行ったところ、平成31年1月18日の第2回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。3月7日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

エ 平成30年（不）第6号事件

申立概要

本件は、Y合同会社が、①平成30年10月以降、組合員Aを担当業務から外して自宅待機を命じたこと、及び②9月支給の夏期賞与を大幅に減額したことが労働組合法7条1号及び3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

上記申立て後の11月22日、③組合員Aの10月分賃金について6割の休業手当のみを支給したことが、労働組合法7条1号及び3号に該当するとして、X労働組合は追加申立てを行った。

終結までの経過

申立て後、調査3回を行ったところ、平成31年2月25日の第3回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。4月5日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

オ 令和元年（不）第2号事件

申立概要

37頁参照

終結までの経過

申立て後、調査3回を行ったところ、令和元年9月11日の第3回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。10月7日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

カ 令和元年（不）第4号事件

申立概要

37 頁参照

終結までの経過

申立て後、調査2回を行ったところ、令和元年8月1日の第2回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。8月9日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(4) 和解認定等を行ったもの

ア 和解認定

イ 和解調書の作成

ウ 執行文の付与

本年は、ア～ウのいずれについても申立てはなく、和解認定等を行わなかった。

2 命令・決定によるもの

(1) 平成30年(不)第2号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X労働組合(以下「組合」という。)
- (2) 被申立人 学校法人Y(以下「法人」という。)

2 事案の概要

本件は、法人の次の①から④までの行為が労働組合法7条2号に、⑤から⑦までの行為が労働組合法7条3号にそれぞれ該当するとして、組合が救済を申し立てたものである。

- ① 組合からの29年9月17日付け及び30年1月10日付けの団体交渉申入れに対し、30年4月17日の団体交渉(以下「4.17団体交渉」という。)に至るまでの間、開催に応じなかったこと。
- ② 組合からの30年9月10日付けの団体交渉申入れに応じなかったこと。
- ③ 4.17団体交渉において、ハラスメント防止規程の改正案及び29年度の給与改定に関して十分な説明や協議を行わなかったこと。
- ④ 同団体交渉において、B1校の管理職らの懲戒について協議に応じなかったこと。
- ⑤ 同団体交渉の開催について、「標記のことについて、下記のとおり実施いたします」と記載した文書を組合に交付したこと、及び当該文書に記載していた会場を開催直前に変更したこと。
- ⑥ 諮問規定に定められた組合への諮問を行うことなく、懲戒審査規程を制定したこと。
- ⑦ 諮問規定に反し、組合への諮問の4日後に29年度の給与改定案を公表したこと。

3 審査経過

平成30年8月30日の申立て後、調査4回、審問2回を行い、令和元年8月27日両当事者に命令書写しを交付した。

4 命令主文の要旨

誓約文を手交すること。

5 判断要旨

- (1) 29年9月17日付け及び30年1月10日付けの団体交渉申入れに対する法人の対応について(救済)

法人が、B2理事の体調不良を理由として、組合からの9月17日の団体交渉申入れに即座に応じることができず、12月6日に第1回事務折衝を実

施したことはやむを得ない対応であったとしても、その第1回事務折衝から更に約3か月もの間、団体交渉が開催できない理由についても何ら説明せず、結果として団体交渉申入れから4.17団体交渉開催までに7か月もの期間を要することとなった法人の対応は、不誠実なものであったといわざるを得ない。

よって、29年9月17日付け及び30年1月10日付け団体交渉申入れに対する法人の対応は、労働組合法7条2号に該当する。

(2) 30年9月10日付けの団体交渉申入れに対する法人の対応について（棄却）

ア 組合は、法人が合意事項についての書面化を確約しなかった旨主張するが、法人は、合意した事項がある場合には書面化するという意思を有していたと解さざるを得ず、組合とC学園が締結した和解協定書の内容に反するとまではいえない。

イ 法人は、組合からの30年9月10日の団体交渉申入れ後、適切な団体交渉の候補日を示して、団体交渉に応じる旨回答しているのであって、団体交渉を拒否しているとはいえない。

なお、団体交渉の議事録を作成するか否かについては、何ら労使間でルールが定められているわけではないから、法人が毎回の議事録の作成は不要であると回答したことをもって団体交渉応諾義務に反するとの組合の主張には、理由がない。

ウ 以上のとおり、30年9月10日付け団体交渉申入れに対し、適切な団体交渉の候補日を示すなど誠実に対応しているのであるから、同団体交渉申入れに対する法人の対応は、労働組合法7条2号に該当しない。

(3) 4.17団体交渉におけるハラスメント防止規程改正案及び29年度給与改定案に係る協議について（棄却）

ア 法人はハラスメント防止規程改正案の趣旨を十分説明し、組合の意見についても今後検討する旨述べている。

イ 29年度給与改定案に係る協議をみると、法人は、給与改定の趣旨、経緯、根拠について説明していると認められ、組合からの意見についても検討し、改定案を変更する可能性もある旨述べ、今後も協議を継続する意向を示している。

ウ 以上のとおり、4.17団体交渉におけるハラスメント防止規程改正案及び29年度給与改定案に係る法人の対応は、労働組合法7条2号には該当しない。

(4) 4.17団体交渉における管理職らの懲戒に係る協議について（棄却）

組合が、4.17団体交渉の席上で法人に提示した報告書を見ると、組合が懲戒審査規程に基づき調査委員会の設置等を求めていることは明らかであるものの、懲戒事由に該当するおそれのある行為として記載されている各項目はいずれも具体性に欠けており、それらが団体交渉事項として掲げられたものか判然としない。

また、同団体交渉において、法人が、管理職らの懲戒については、懲戒審

査規程の手続によるべきものであり、団体交渉で取り扱うべきことではない旨述べていることが認められるが、組合も、法人の報告書を理事長宛てに提出してほしいとの求めに応じて、団体交渉で協議すべきであると主張することもないまま同報告書を理事長宛てに提出することを了承している。

これらの事実からすると、同団体交渉において、法人が管理職らの懲戒に係る協議に応じなかったことを直ちに団体交渉拒否であると評価することはできず、法人の対応は労働組合法7条2号に該当するとまではいえない。

(5) 本件回答書の交付及び会場の変更について（棄却）

ア 「下記のとおり実施いたします。」と記載した本件回答書の文言からは、法人が、団体交渉に応諾する旨回答しているとしか解することはできず、さらに本件回答書が、組合の活動に具体的に支障を与えるものではないことから、労働組合法7条3号には該当しない。

イ 4. 17 団体交渉の会場が隣の部屋に変更となっただけであり、団体交渉の時間が短くなったなど具体的支障はないことから、労働組合法7条3号には該当しない。

(6) 懲戒審査規程の制定について（棄却）

ア 労働組合法7条3号にいう支配介入の不当労働行為とは、労働組合の活動を阻害する原因又は手段となる使用者の行為をいうものであり、支配介入に該当するか否かは、その行為自体の内容、程度及び時期等に加え、問題となる行為が発生する前後の労使関係の実情、労働組合及び使用者の認識等を総合して判断すべきである。

イ 本件においては、次の事実が認められる。

(ア) 26年度から28年度までの給与改定の際、組合は、諮問規定に違反している旨指摘したことはなかった。

(イ) 法人がハラスメント防止規程を制定した際、組合は諮問がなかったことについて特段の抗議もしなかった。

(ウ) 法人が懲戒審査規程を制定した際、組合は諮問がなかったことについて特段抗議もせず、その後、諮問がないまま制定された懲戒審査規程に基づき、管理職らへの懲戒を求めた。

(エ) 組合は、36協定について、諮問規定を適用すべきではないかと抗議し、法人はこれに対し、36協定の締結を見合わせる対応を行った。

ウ 上記イの各事実、及び組合は懲戒審査規程の制定そのものについては、一定の評価をする旨表明していることから、組合は、懲戒審査規程制定当時、諮問がないまま同規程が制定されたことについて、特段に問題視していなかったものと認められる。

また、上記イ(エ)のとおり、法人は、諮問規定を無視するような態度をとっていない。

エ 以上を総合して判断すると、今回、法人が、諮問規定に基づく組合に対する諮問を行わずに懲戒審査規程を制定したことは、支配介入には該当しない。

(7) 29年度給与改定案の公表について（棄却）

ア 支配介入に該当するか否かについては、前記（６）アと同様に判断すべきである。

イ まず、給与改定は、諮問規定の「労働条件を変更するとき」に該当するから、当然に諮問規定の適用を受ける。法人は、２９年度給与改定案を２９年１２月４日に組合に提示し、その４日後である同月８日に教職員に公表しているのであるから、諮問規定に反していることは明らかである。

一方で、例年の給与改定の手順を考えると、教職員への公表の６０日以上前に組合に給与改定案を提示することは、諮問規定制定当初から困難であったことがうかがわれ、実際、２６年度、２７年度及び２８年度の給与改定においても、諮問規定どおりに教職員への公表の６０日以上前に組合に提示されたことはなかったものである。

ウ 次に、組合は、２６年度、２７年度及び２８年度の給与改定に際して、諮問規定が遵守されていない状況であったにもかかわらず、特段抗議しておらず、さらに組合は、法人が、４．１７団体交渉及び第２回事務折衝の際にも、諮問規定に反している旨の抗議を行っていない。

これらから、組合は、給与改定に諮問規定を厳密に適用しない法人の対応を特段問題視していなかったと認められる。

エ 法人については、その当否はともかく、２９年度も例年どおりに給与改定手続を行っていたに過ぎず、また、法人は、４．１７団体交渉での協議を経て、第２回事務折衝において、２９年度給与改定案の修正案を提案し、団体交渉で協議したい旨述べ、本件結審時においても組合と協議中であることを理由に改定を保留している。

このように、法人は、２９年度給与改定案については、諮問規定に留意する姿勢を見せていたと認められる。

オ これらを総合して判断すると、今回、法人が諮問規定の手続に則らず、２９年度給与改定案を公表したことは、支配介入に該当するとまではいえない。

(2) 平成30年(不)第4号事件

1 当事者

(1) 申立人 X労働組合(以下「組合」という。)

(2) 被申立人 株式会社Y(以下「会社」という。)

2 事案の概要

本件は、30年6月27日、組合のA1支部(以下「支部」という。)のA2支部長などが、拡声器を使用して発言しようとしていたところ、会社のB係長が発言者の前に立ちふさがり発言を遮るなど、会社が、本社敷地内における組合の集会を妨害する行為を行ったこと、及び②30年8月3日、会社が、福岡地裁小倉支部に対し、組合、支部及びA3が本社や会社が運営する各事業所に立ち入ることなどの禁止を求めて仮処分申立てを行ったことが、労働組合法7条3号に該当するとして、組合が救済を申し立てたものである。

3 審査経過

平成30年9月20日の申立て後、調査3回、審問2回を行い、令和元年9月3日両当事者に命令書写しを交付した。

4 命令主文の要旨

本件申立てを棄却する。

5 判断要旨

(1) 30年6月27日の組合の集会に対する会社の対応について(棄却)

ア 30年6月27日の集会が行われた場所は本社敷地内であり、こうした会社施設内における組合活動は、本来、使用者との合意ないし慣行に基づいて行われるものであって、労働組合又はその組合員が当然に利用できるものではなく、また、使用者は、組合活動のために組合員による会社施設の利用を当然に受忍しなければならないものではない。よって、会社の行う規制が相当性の範囲を逸脱するものでない限り、そのような規制は労働組合法7条3号の支配介入に該当するとはいえない。

そこで、会社の行う規制がその相当性を逸脱したもののか否か、以下検討する。

イ a 29年10月27日の集会の際、就業支援室の従業員数名が心身の不調を訴え、また、30年6月27日の集会の際にも、同様の事態が発生していることから、B係長の行為は、このような支障を生じさせないことを目的としたものであったと認められる。

b 会社の規制行為については、数名の従業員が集会の様子をビデオカメラで撮影した程度に過ぎず、その他は専らB係長が単独で行ったものである。

B係長の行動や発言内容を見ると、組合が集会を準備している段階か

ら、「出てください。」、「関係者以外、立ち入り禁止です。」などと声を張り上げているが、30名を超える組合員らに聞こえるようにするためには、ある程度声が大きくなるのもやむを得ないものであったといえる。また、同係長の発言内容は、会社に施設管理権があることを告げるとともに、上記aのような支障を生じさせないことを目的とした発言に止まっている。

B係長がA2支部長に顔を近づけて集会を止めるよう声を張り上げた点についても、同係長は、ハンドマイクを使用して発言している同支部長に対抗して声を張り上げたものに過ぎず、この対応も特に問題のあるものとはいえない。

c B係長が警察に通報し、警察官らが会社にやってきたことについて見ると、同係長は、組合に対し退去を求めたものの、組合が退去しなかったため、その後に生じる可能性のある不測の事態に備えて警察に通報したと考えられるものであり、特に問題とすることはできない。

d 30年6月27日の集会は、途中で打切りになったわけではなく、組合活動に支障や影響を与えたわけではない。

e 上記aからdのとおり、会社が本社敷地内での組合活動を規制しようとした行為については、その相当性の範囲を超えたものとは認められない。

ウ したがって、30年6月27日の組合の集会に対する会社の対応は、労働組合法7条3号の支配介入には該当しない。

(2) 30年8月3日の仮処分申立てについて（棄却）

ア 仮処分申立てについては、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」との憲法第32条の規定に照らせば、会社が権利を行使することは、非難されることではないといえるが、仮処分申立てが労働組合への支配介入等を目的としてなされた場合には、その仮処分申立て自体が不当労働行為となる場合も考えられる。このため、その点について、以下検討する。

イ 会社が上記仮処分申立てに至った経緯について見ると、組合は、本件解雇以降、本社や各事業所、及びその付近において、拡声器を使用して演説を行う等の集会等を行っており、本件解雇について労使間での対立が続く中にあることは、同様の集会等がその後も行われることが予想されていたといえる。

そうした状況において、会社が仮処分を申し立てたのは、就業支援室の従業員が心身の不調を訴える事態の発生を避けることや、各事業所において平穏に営業活動を行うことを目的としたものと考えられ、殊更に組合活動の制限を目的としたものとは認められない。

ウ したがって、会社が30年8月3日の仮処分申立てを行ったことは、労働組合法7条3号には該当しない。

第4節 労組法第22条第1項に基づく強制権限行使の申立て

本年は、労組法第22条第1項に基づく強制権限行使の申立てはなかった。

第5節 労組法第27条の2第1項に基づく公益委員の除斥

本年は、労組法第27条の2第1項に基づく公益委員の除斥はなかった。

第6節 労組法第27条の3に基づく公益委員の忌避

本年は、労組法第27条の3に基づく公益委員の忌避はなかった。

第7節 労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令及び物件提出命令

本年は、労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令及び物件提出命令の申立てはなかった。

第8節 労委規則第32条の2の規定に基づく当事者の追加

本年は、労委規則第32条の2に基づく当事者の追加はなかった。

第9節 労委規則第40条の規定に基づく審査の実効確保の措置

本年は、労委規則第40条に基づく審査の実効確保の措置はなかった。

第10節 確定命令不履行通知

本年は、労組法第27条の13第2項及び労委規則第50条第2項の規定に基づく確定命令不履行通知はなかった。